改正後	改正前
（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備） **第一条**　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「法」という。）附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ ［削る］ 二　前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ～ハ　略］ 三　前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ［2　略］	（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備） **第一条**　［同上］ ［一　同上］ 二　電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備のうち、主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものであって、次に掲げるもの イ　サーバ用の電子計算機 ロ　通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ハ　イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） 三　前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ～ハ　同上］ 四　前三号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ、第二号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省令第二十七号

国勢調査令の一部を改正する政令（令和二年政令第四十六号）の施行に伴い、並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第四条第一項第一号、第七条第三項及び第九条第三項の規定に基づき、国勢調査施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

国勢調査施行規則の一部を改正する省令

国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（総務省令で定める島） **第一条**　国勢調査令（以下「令」という。）第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。 一　内閣府設置法第四条第一項第二十四号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島 ［二　略］	（総務省令で定める島） **第一条**　国勢調査令（以下「令」という。）第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。 一　内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島 ［二　同上］